

令和4年度青森県喀痰吸引等研修の指導者養成事業（第三号研修）実施要綱

（趣旨）

- 1 本事業は、「社会福祉士及び介護福祉士法」及び「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」に定める喀痰吸引等研修（第三号研修）として、青森県喀痰吸引等研修事業（第三号研修）を実施するに当たり、当該研修事業の指導者の資質を確保することを目的として実施する。

本要綱は、本事業の実施に関して、必要な事項を定めるものである。

（対象者）

- 2 青森県喀痰吸引等研修事業（第三号研修）における基本研修及び実地研修の指導等を行う医師又は看護師、保健師、助産師（以下、「看護師等」という。）で、次の要件をすべて満たす者とする。

ア 臨床等における実務経験を3年以上有する者

イ 本事業修了後に、青森県が実施する介護職員等を対象とした研修（第三号研修）における基本研修の講師及び実地研修の指導者となることを承諾した者

ウ 本事業の申込みにあたり所属機関等の代表者等の推薦を受けられる者

エ 本事業の決定後概ね3週間以内に、自己学習を修了することができる者

（実施方法）

- 3 青森県は、厚生労働省が提供する教材（介護職員等への指導ポイント、評価基準等をまとめた「指導者等マニュアル及びDVD」）を、医師又は看護師等に配付する。

医師又は看護師等は、「指導者等マニュアル及びDVD」を用いた自己学習（以下「自己学習」という。）を行う。

（申込方法）

- 4 本事業の実施を希望する医師又は看護師等は、「喀痰吸引等研修の指導者養成事業（第三号研修）申込書」（別紙1）、「喀痰吸引等研修の指導者養成事業（第三号研修）申込者調書」（別紙2）、「推薦書」（別紙3）を県障害福祉課に提出するものとする。

（決定通知）

- 5 県は、提出のあった申込書類の内容を審査し、本要綱2に定める要件をすべて満たしている場合は、本事業の対象者として決定し、決定通知書を送付する。

（事業報告）

- 6 本事業による自己学習を修了した医師又は看護師等は、遅滞なく「指導者養成事業報告

書」を県障害福祉課に郵送により提出するものとする。

(関係書類の保存)

7 県は、本事業による自己学習を修了した医師又は看護師等について、「喀痰吸引等研修の指導者養成事業(第三号研修)修了者名簿」(別紙4)を作成し、管理するものとする。

(費用)

8 本事業に係る費用は無料とする。ただし、自己学習に係る実費は自己負担とする。

(その他)

9 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附則)

本要綱は、令和4年6月 日 から適用する。